

令和5年度海外ビジネス展開支援事業補助金について ～海外輸出のチャレンジを応援します！！～

新たに海外輸出を始める方を支援！

新たな市場開拓や販促の取組み、非関税障壁への対応など、先駆的な取組みを支援！

県内の生産者やメーカーの商品をとりまとめて出荷する輸出拠点の構築を支援！

(1) 海外展開チャレンジ事業

- ①実施主体
新規に海外展開に取り組む又は既存の海外展開を拡大させる輸出開始6年未満の県内事業者
- ②補助率、上限額等
1/2以内(上限30万円)
- ③補助対象経費
・市場調査(旅費、宿泊費等)
・商談会、展示会等出展
・商品開発
・広報活動(広告宣伝費等)
・その他、海外展開に向けた経費

(2) 輸出先進モデル育成支援事業

- ①実施主体
ア:農林水産業を営む法人、共同組合、協同出資法人
農林水産漁業者(個人事業者の場合3人以上の組織)
イ:県内企業
※ア、イいずれも輸出開始6年以上の事業者
- ②補助率、上限額等
ア:定額(上限100万円)
イ:1/2以内(上限100万円)
- ③補助対象経費
・規制対応に係る経費(残留農薬、検疫対応、食品添加物、食品表示、衛生認証取得等)
・販売促進に係る経費
・新市場開拓に係る費用(テストマーケティング、サンプル送付、海外渡航、現地商談会参加等)
・その他課題(物流検討、商品開発、知的財産保護等)

(3) 輸出拠点強化支援事業

- ①実施主体
ア:農業法人、農業協同組合、農業協同出資法人、農業者(個人の場合3人以上の組織)
直売所等出荷協議会 等
イ:県内企業
- ②補助率、上限額等
ア:定額(上限40万円)
イ:1/2以内(上限40万円)
- ③補助対象経費
・市場調査(旅費、宿泊費等)
・商談会、展示会等出展
・商品開発
・広報活動(広告宣伝費等)
・その他、海外展開に向けた経費

交付決定の日～令和6年(2024年)3月15日までに支出した経費が補助対象です(ただし、(2)は令和6年3月8日までに支出した経費)

交付申請
提出書類

- (1) 交付申請書(要項別記第1号様式)
(2) 事業計画書(本要領様式1-(1)もしくは(2))
(3) 収支予算書(要項別記第2号様式) 等 ※詳細は補助金実施要領を確認ください

©2010 熊本県くまモン



募集期間

令和5年4月28日(金)～5月21日(日)【必着】

問合せ先

熊本県 販路拡大ビジネス課(TEL:096-333-2395)
担当: 上記(1)(3):山口(やまぐち)
上記(2):古武城(こぶしろ)

●提出書類のデータ等はこちらから！

E-mail : yamaguchi-m-dk@pref.kumamoto.lg.jp(山口)、kobushiro-y-w@pref.kumamoto.lg.jp(古武城)

